

「設置月の無料化」について

1 基本的な考え方

現在、受信設備を設置した月の受信料については、「月初に設置」した場合も「月末に設置」した場合も、1か月分（月額）をお支払いいただくこととなっています。他方、受信設備の廃止等により受信契約を解約した月の受信料のお支払いは不要となっています。

新たに受信設備を設置された方の受信料の負担軽減を図るため、受信設備を設置した月についても、受信料のお支払いを不要（無料化）としたいと考えています。

本施策は、NHK経営計画（2018-2020年度）における受信料の負担軽減策として実施するものです。

2 概要

（1）実施内容

①対象（別紙参照）

- ・ 2019年10月以降に受信設備（衛星受信設備を含む）を設置し、新たに受信契約を締結する方を「設置月の無料化」の対象とします。
- ・ 地上契約から衛星契約、特別契約から地上契約、または特別契約から衛星契約に契約種別を変更する方も対象とします。
- ・ ただし、本施策実施前の2019年9月以前に受信設備を設置していた場合や、受信設備を設置した月またはその翌月に受信設備の廃止等により解約した場合は、「設置月の無料化」の対象外[※]とします。

※衛星受信設備を設置した月またはその翌月に衛星受信設備の廃止等により契約種別を変更した場合も同様とします。

②適用方法

「設置月の無料化」にあたり、受信契約者からのお手続き等は必要ありません（NHKにおいて設置月分の受信料を無料とします。また、契約種別の変更では、変更前と変更後の契約種別の料額の差額を無料とします）。

③周知

以上の実施内容や具体的な手続き等につきましては、日本放送協会放送

受信規約等に定めただうえで、NHKのホームページで公開するなど、十分な周知を図ります。

(2) 影 響

①受信料収入

「設置月の無料化」に伴う受信料収入の減は、年間約37億円（2019年度は約18億円）を見込んでいます。

②受信契約件数

「設置月の無料化」の対象となる件数は、年間約261万件（2019年度は約126万件）と見込んでいます。

(3) 実施時期

2019年10月1日を予定しています。

「設置月の無料化」について

